

令和5年石巻市議会第4回定例会提出議案一覧

1 条例議案（4件）

（1）第111号議案 石巻市職員の高齢者部分休業に関する条例

<制定理由>

本年4月から、地方公務員法の改正に伴い、本市職員の定年年齢を段階的に引き上げることとしており、今後60歳を超える職員を含めて、高年齢の職員が増えていくこととなることから、肉体的、精神的又は家庭の事情などの諸事情を抱える職員の多様な働き方のニーズに応え、組織全体の活力の維持に努めるため、高齢者部分休業を導入することとし、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、本条例を制定するもの。

<制定内容>

第1条

本条例の趣旨について定めるもの。

第2条

高齢者部分休業の承認について定めるもので、55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日を期間の初日とし、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位に部分休業の承認を行うことを規定するもの。

第3条

部分休業取得中の給与について定めるもので、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することを規定するもの。

第4条

部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について定めるもの。

第5条

休業時間の延長について定めるもの。

第6条

委任について定めるもの。

附則

施行期日を令和6年4月1日とするもの。

（2）第112号議案 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

<改正理由>

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が本年5月に、同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が本年7月にそれぞれ公布され、出産する被保険者に係る国民健康保険税において、産前産後期間に相当する4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分の所得割額及び均等割額を減額する措置が実施されることから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第23条

「保険税の減額」について規定したものであり、第3項として、出産被保険者の産前産

後期間に係る所得割額及び均等割額の減額措置の規定を加え、第1号及び第2号は基礎課税額分、第3号及び第4号は後期高齢者支援金等課税額分、第5号及び第6号は介護納付金課税額分について、それぞれ所得割額及び均等割額を減額する額を定めるもの。

第24条の3

「出産被保険者に係る届出」について規定したものであり、第1項は届出事項について、第2項は添付書類について、第3項は届出期間について、第4項は届出を省略できる場合について定めるもの。

附則第1項

施行期日を令和6年1月1日とするもの。

附則第2項

適用区分について規定するもの。

(3) 第113号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

桃生地区の中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校については、児童数の減少により、石巻市における小学校1校当たりの適正規模としている1学年2学級を下限とした12学級以上を確保することができない状態が続いていることや、中津山第一小学校では令和8年度から、桃生小学校では令和6年度から、それぞれ複式学級の発生が見込まれることから、「石巻市立小・中学校学区再編計画」に基づき、桃生地区の3小学校を統合するため、本条例の一部を改正するもの。

[統合に係る経過]

令和5年3月 桃生地区3小学校PTA会長及び副会長と意見交換を実施

4月 桃生地区3小学校PTA会長の連名による「3校統合についての要望書」が教育長に提出された。

5月～7月 3小学校の保護者、学校評議員、行政委員、幼稚園及び保育所の保護者等を対象に説明会を開催

7月～8月 石巻市桃生地区教育環境懇談会を開催

9月 桃生地区3小学校統合に向けた住民説明会（桃生地区）を開催

<改正内容>

第3条の表

令和7年3月31日をもって中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校を廃止し、令和7年4月1日に、現在の桃生小学校の校舎等を使用して、新たに桃生小学校を設置するため、第3条の表中「中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校」を「桃生小学校」に改めるもの。

附則

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(4) 第114号議案 石巻市営住宅条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市営住宅等において、これまで入居者で組織する団地会等が徴収を行っていた共益費について、本市が徴収を可能とすること及び共益費の額を定めること並びに半島沿岸部の荻浜地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区に所在する市営住宅における割増賃料を減免することについて、石巻市営住宅条例ほか2条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市営住宅条例の一部改正

第17条第3項

入居者が市営住宅を明け渡し、又は立ち退くときに共益費の未納がある場合に敷金から控除できることを規定するもの。

第20条第2項

入居者の共通の利益を図るため、特に必要があると認めるものを共益費として徴収することができること、入居者は毎月末日までに共益費を納入しなければならないことを規定するもの。

第20条第3項

共益費の額を定めたとき、又は変更したときは、その旨を告示することを規定するもの。

附則第12項

当分の間、荻浜地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区の市営住宅の入居者で、第27条の規定により認定した収入超過者又は第29条の規定により認定した高額所得者について、割増賃料を減免することを規定するもの。

○第2条 石巻市特定公共賃貸住宅条例の一部改正

○第3条 石巻市勤労者住宅条例の一部改正

第1条の「石巻市営住宅条例の一部改正」と同様に、共益費の未納がある場合の敷金からの控除について、共益費の徴収及び納入について、共益費の額の告示について規定するため、所要の改正を行うもの。

○附則

施行期日を公布の日とするもの。

2 予算議案（4件）

- (1) 第115号議案 令和5年度石巻市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 第116号議案 令和5年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第117号議案 令和5年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 第118号議案 令和5年度石巻市病院事業会計補正予算（第1号）

石巻市の令和5年度 12月補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	77,813,214	1,541,172	79,354,386
特別会計	33,971,183	11,266	33,982,449
水産物地方卸売市場事業	393,924		393,924
国民健康保険事業	16,299,241	0	16,299,241
後期高齢者医療	2,059,924		2,059,924
介護保険事業	15,218,094	11,266	15,229,360
公営企業会計	20,451,893	0	20,451,893
病院事業	5,964,997	0	5,964,997
下水道事業	14,486,896		14,486,896
合 計	132,236,290	1,552,438	133,788,728

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算は、「がんばる石巻応援寄附金」の増加に伴い必要となる返礼品等の経費のほか、新型コロナウイルス感染症の5類移行による医療費の増加や外出制限緩和等の影響に伴い不足が生じる各種扶助費等を措置したものの。

【歳入】

(単位:千円)

区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	
特 定 財 源	国庫支出金	11,991,810	242,289	12,234,099
	県支出金	4,338,490	102,138	4,440,628
	分担金及び負担金	486,968	0	486,968
	使用料及び手数料	1,338,002	0	1,338,002
	財産収入	655,994	0	655,994
	寄附金	140,929	602,458	743,387
	繰入金	4,781,994	31,833	4,813,827
	諸収入	1,833,532	219,425	2,052,957
	市債	5,169,900	15,000	5,184,900
一般財源	47,075,595	328,029	47,403,624	
計	77,813,214	1,541,172	79,354,386	

◀ 一般財源内訳 ▶

[今回補正額]	328,029
財政調整基金繰入金	295,838
財産収入	27,753
寄附金	131
諸収入	4,307
[現計予算額]	47,075,595
市税	19,164,101
地方譲与税	755,425
各種交付金	4,148,551
地方交付税	19,203,069
使用料及び手数料	204,482
国庫支出金	9,292
県支出金	537
財産収入	127,955
寄附金	5,876
繰入金	1,463,068
繰越金	1,662,835
諸収入	28,104
市債	302,300

● 14款 国庫支出金	-----	242,289	4
(1) 障害者自立支援医療給付費負担金(1/2)	8,850		
(2) 障害者自立支援給付費等負担金(1/2)	107,450		
(3) 障害児通所給付費負担金(1/2)	38,900		
(4) 教育・保育給付費負担金(1/2)	20,713		
(5) 生活保護費負担金(3/4)	58,500		
(6) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,876		
● 15款 県支出金	-----	102,138	8
(1) 移住支援事業負担金(3/4)	7,650		
(2) 障害者自立支援医療給付費負担金(1/4)	4,425		
(3) 障害者自立支援給付費等負担金(1/4)	53,725		
(4) 障害児通所給付費負担金(1/4)	19,450		
(5) 教育・保育給付費負担金(1/4)	12,048		
(6) 乳幼児医療費補助金医療費分(1/2)	4,840		
● 16款 財産収入	-----	27,753	12
(1) 土地売却収入	27,753		
● 17款 寄附金	-----	602,589	14
(1) がんばる石巻応援寄附金	602,336		
(2) 地方創生応援税制寄附金	100		
(3) 震災伝承活動推進費寄附金	22		
(4) 災害復旧費寄附金	131		
● 18款 繰入金	-----	327,671	16
(1) 財政調整基金繰入金	295,838		
(2) がんばる石巻応援基金繰入金	30,000		
(3) 市営住宅管理運営基金繰入金	1,833		
● 20款 諸収入	-----	223,732	18
(1) 災害援護資金貸付金現年分収入(東日本大震災関係分)	175,174		
(2) 災害援護資金貸付金滞納繰越分収入(東日本大震災関係分)	48,558		
● 21款 市債	-----	15,000	20
(1) 子ども医療対策債	14,300		
(2) 農業施設整備事業債	700		

【 歳 出 】

千円 事項別
ページ

注1) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2 款 総務費

(1) がんばる石巻応援寄附関係費	-----	108,960	22
・ がんばる石巻応援寄附金の増加に伴う返礼品等関係経費の増額			
謝礼品 36,000	需要費(印刷製本費) 400		
役務費(通信運搬費、手数料)	69,100		
ふるさと納税受付等業務委託料	3,460		
(2) 地域交流・定着支援等事業費	-----	10,200	22
・ 東京圏からの移住を推進するため支給する移住支援金の増額			
移住支援金	10,200		
(3) 牡鹿総合支所関係費	-----	11,800	22
・ 牡鹿総合支所のエアコン修繕に要する経費			
需用費(修繕料)	11,800		
(4) がんばる石巻応援基金費(積立金)	-----	594,035	22
・ がんばる石巻応援寄附金(7月～9月寄附分)	594,035	50,380件	
(5) 震災復興基金費(積立金)	-----	131	22
・ 災害復旧費寄附金(8月～9月寄附分)	131	4件	
(6) 広域行政事務推進費	-----	▲ 6,628	22
・ 事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額			
石巻地区広域行政事務組合総務負担金	▲ 6,628		
(7) 市民税課共通事務費	-----	3,107	24
・ 森林環境税の賦課徴収開始に伴う税系システムの改修に要する経費			
税系システム改修業務委託料	3,107		
(8) 窓口証明関係費	-----	5,236	26
・ 住民票の氏名振り仮名対応等に伴う住民基本台帳システムの改修に要する経費			
住民基本台帳システム改修業務委託料	5,236		
(9) 証明書等コンビニ交付サービス事業費	-----	2,640	26
・ 住民票等の氏名振り仮名対応等に伴うコンビニ交付システムの改修に要する経費			
コンビニ交付システム改修業務委託料	2,640		

● 3 款 民生費

(1) 自立支援給付費	-----	232,600	28
・ 不足が見込まれる障害者自立支援に係る扶助費の増額			
介護給付・訓練等給付費	214,900		
自立支援医療給付費	17,700		

(2) 子ども医療対策費	-----	119,839	28
・ 不足が見込まれる子ども医療扶助費等の増額			
子ども医療費支払事務委託料	1,464		
子ども医療扶助費	118,375		
(3) 介護保険事業対策費	-----	11,266	30
・ 介護保険事業特別会計への繰出金の増額			
繰出金	11,266		
(4) 私立認可保育所等運営費	-----	71,359	32
・ 国が定める公定価格の変動等に伴い不足が見込まれる私立認可保育所等運営費の増額			
私立認可保育所運営業務委託料	31,178		
私立認可保育所等給付費	40,181		
(5) 保育所管理費	-----	4,990	32
・ 国が定める公定価格の変動等に伴い不足が見込まれる保育所管理費の増額			
釜保育所指定管理料(保育業務分)	4,990		
(6) 障害児通所給付費	-----	77,800	32
・ 不足が見込まれる障害児通所支援に係る扶助費の増額			
障害児通所給付費	77,800		
(7) 放課後児童クラブ関係費	-----	3,000	32
・ 稲井幼稚園を放課後児童クラブへ改修するための設計に要する経費			
設計業務委託料	3,000		
(8) 各種扶助費	-----	78,000	34
・ 不足が見込まれる生活保護に係る医療扶助費の増額			
医療扶助費	78,000		

● 4款 衛生費

(1) 夜間急患センター費	-----	5,300	36
・ インフルエンザの流行に伴う医薬材料費の増額			
需用費(医薬材料費)	5,300		
(2) し尿処理対策費	-----	▲ 56,200	38
・ 事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額			
石巻地区広域行政事務組合し尿処理施設負担金	▲ 56,200		
(3) ごみ処理対策費	-----	2,292	38
・ 事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の増額			
石巻地区広域行政事務組合ごみ焼却施設負担金	2,292		

● 6款 農林水産業費

(1) 県営事業負担金	-----	800	40
・ 県が実施する農村地域防災減災事業(河川対応)に係る県営事業負担金の増額			
農村地域防災減災事業負担金	800	([桃生]檜崎地区)	

● 7款 商工費

(1) 中心市街地活性化事業費	-----	1,500	42
・ 第4期中心市街地活性化基本計画の策定に要する経費			
基本計画策定業務委託料	1,500		
※参考 債務負担行為の設定	期間 : 令和6年度	限度額 : 5,500	

● 8款 土木費

(1) 市道管理関係費	-----	14,300	44
・ 金華山公園線の法面土砂災害防止修繕に要する経費			
需用費 (修繕料)	14,300		
(2) 復興公営住宅管理費	-----	1,833	46
・ デュオヒルズ石巻立町内の立町復興住宅に係る共用部改修工事負担金			
公営住宅改修工事等負担金	1,833		

● 9款 消防費

(1) 消防関係費	-----	619	48
・ 令和6年6月2日に開催される宮城県消防操法大会に係る令和5年度分経費			
事務補助員報酬 等	619		
(2) 常備消防費	-----	▲ 50,220	48
・ 事業費の整理に伴う石巻地区広域行政事務組合負担金の減額			
石巻地区広域行政事務組合消防負担金	▲ 50,220		
(3) 消防団費	-----	6,111	48
・ 令和6年6月2日に開催される宮城県消防操法大会に係る令和5年度分経費			
団員報酬	2,950		
被服等購入費(選手用活動服)	1,200		
その他経費(需用費、消防団運営交付金等)	1,961		
(4) 消防施設関係費	-----	11,937	48
・ 消火栓設置に係る石巻地方広域水道企業団への工事負担金の増額			
消火栓設置工事費負担金	11,937		
(5) 消防自動車関係費	-----	2,500	48
・ 令和6年6月2日に開催される宮城県消防操法大会に係る令和5年度分経費			
事業用器具費	2,500		

● 10款 教育費

(1) かなんパークゴルフ場運営費	-----	30,400	50
・ かなんパークゴルフ場休憩所の空調設備設置工事に要する経費			
需用費	29	空調設備整備工事	30,371
(2) 賄材料費	-----	22,240	52
・ 住吉学校給食センターの老朽化対策施工期間中の代替給食提供に伴う賄材料費の増額			
賄材料費	22,240		

● 12款 公債費

(1) 市債元金償還費	-----	219,425	54
・ 災害援護資金の償還に要する経費			
市債元金	219,425		

3 特別会計及び公営企業会計の主な内容

	千円	事項別 ページ
● 国民健康保険事業特別会計 -----	0	72
国民健康保険システム導入業務に係る債務負担行為の追加		

	千円	事項別 ページ
● 介護保険事業特別会計 -----	11,266	77

歳入	11,266
(1) 繰入金	11,266
① 一般会計繰入金	11,266
歳出	11,266
(1) 総務費	11,266
① 総務管理費	7,656
② 介護認定審査会費	3,610

・ 介護保険法改正に伴う介護保険システム改修経費及び石巻地区広域行政事務組合負担金の増額

	千円	事項別 ページ
● 病院事業会計 -----	0	88
医療情報システムネットワーク機器更新業務等に係る債務負担行為の追加		

4 繰越明許費

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	牡鹿総合支所空調設備修繕事業	11,800
2 総務費	2 徴税费	税系システム改修事業	3,107
3 民生費	3 児童福祉費	放課後児童クラブ改修工事設計業務	3,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	金華山公園線土砂災害防止対策事業	14,300
10 教育費	6 社会教育費	かなんパークゴルフ場空調設備整備事業	30,371

5 債務負担行為

【一般会計】（追加）

（単位：千円）

事 項		期 間	限 度 額
仮想化デスクトップソフトウェアライセンス使用料	令和5年度分	令和6年度から 令和7年度まで	4,990
釜会館管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
石巻健康センター管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
斎場管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
第4期中心市街地活性化基本計画策定業務		令和6年度	5,500
牡鹿地域拠点エリア管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
南浜マリーナ管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
植立山公園管理運営業務		令和6年度から 令和10年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
学校給食費管理システム構築及び保守業務		令和5年度から 令和11年度まで	53,270

【一般会計】（変更）

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
仮想化サーバソフトウェアライセンス使用料	令和6年度から 令和7年度まで	7,404	令和6年度から 令和7年度まで	10,130

【国民健康保険事業特別会計】（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム導入業務	令和5年度から 令和6年度まで	102,300

【病院事業会計】（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システムネットワーク機器更新業務	令和5年度から 令和6年度まで	11,993
リネン等賃借料(牡鹿病院分)	令和5年度から 令和8年度まで	9,375

3 条例外議案（17件）

（1）第119号議案 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について

<内 容>

石巻市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域とみなされる区域として指定された河北、雄勝、北上及び牡鹿の4地区を対象に令和3年度から令和7年度までを計画期間として、令和3年12月に策定し、その後、桃生地区が追加指定されたことにより、昨年9月に計画変更を行った。

今回、掲載事業に「認定こども園」を追加するとともに、併せて事業内容の整理やデータの時点修正等を行うために、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、計画を変更することについて議会の議決を求めるもの。

なお、計画を変更する場合は、あらかじめ都道府県に協議しなければならないことから、宮城県との協議の結果、去る10月20日付けで異議がない旨の回答を得た。

（2）第120号議案 指定管理者の指定について (石巻市大川コミュニティセンター)

（3）第121号議案 指定管理者の指定について (石巻市牡鹿地域拠点エリア)

（4）第122号議案 指定管理者の指定について (石巻市桃生植立山公園)

（5）第123号議案 指定管理者の指定について (石巻市石巻斎場等)

（6）第124号議案 指定管理者の指定について (石巻市学習等供用施設釜会館)

（7）第125号議案 指定管理者の指定について (石巻健康センター)

（8）第126号議案 指定管理者の指定について (石巻市北上地区カントリーエレベーター)

（9）第127号議案 指定管理者の指定について (石巻市南浜マリーナ)

<内 容>

令和6年3月31日をもって指定期間が満了する施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

第120号議案「石巻市大川コミュニティセンター」については、これまで良好な管理運営を行ってきた「大川地区振興会」を公募によらず選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第121号議案「石巻市牡鹿地域拠点エリア」については、これまで良好な管理運営を行ってきた「一般社団法人鮎川まちづくり協会」を公募によらず選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第122号議案「石巻市桃生植立山公園」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻市桃生植立山公園指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「有限会社ふれあいパーク」を選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第123号議案「石巻市石巻斎場等」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻市斎場指定管理者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「石巻市斎場管理グループ」を選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第124号議案「石巻市学習等供用施設釜会館」については、これまで良好な管理運営を行ってきた「石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会」を公募によらず選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第125号議案「石巻健康センター」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻健康センター指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「フクシ・オーエンス共同事業体」を選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第126号議案「石巻市北上地区カントリーエレベーター」については、これまで良好な管理運営を行ってきた「いしのまき農業協同組合」を公募によらず選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

第127号議案「石巻市南浜マリーナ」については、公募による候補者募集を実施したところ、1団体から申請があり、「石巻市南浜マリーナ指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「株式会社野村モータース」を選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定するもの。

議案番号	施設の名称及び所在地	指定する法人 又は団体	指定の期間
第120号	石巻市大川コミュニティセンター 石巻市福地字通ヶ崎18番地	大川地区振興会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第121号	石巻市牡鹿地域拠点エリア 石巻市鮎川浜南地内	一般社団法人鮎川まちづくり協会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第122号	石巻市桃生植立山公園 石巻市桃生町寺崎字外八木66番の2及び同地先並びに石巻市桃生町中津山字外八木214番及び同地先	有限会社ふれあいパーク	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

第123号	石巻市石巻斎場 石巻市南境字大衡山43番地 石巻市雄勝斎場 石巻市雄勝町雄勝字寺79番地1	石巻市斎場管理グループ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第124号	石巻市学習等供用施設釜会館 石巻市築山三丁目6番28号	石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第125号	石巻健康センター 石巻市立町一丁目7番3号	フクシ・オーエンス共同事業体	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第126号	石巻市北上地区カントリーエレベーター 石巻市北上町橋浦字大須304番地	いしのまき農業協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
第127号	石巻市南浜マリーナ 石巻市南浜町一丁目143番1	株式会社野村モータース	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

(10) 第128号議案 財産の無償貸付けについて

<内 容>

石巻市立若草保育所を民営化するに当たり、市有地を無償貸付けすることを条件に公募を行い、設置・運営事業者が決定したことから、当該事業者に対し、私立認可保育所用地として当該用地を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・貸付財産 土地
- ・所在地 石巻市向陽町五丁目12番1
- ・面積 4,014.44平方メートル
- ・貸付けの目的 私立認可保育所（(仮称) 向陽保育園）用地
- ・貸付けの期間 令和6年1月4日から令和17年3月31日まで
- ・貸付けの相手方 広島県広島市西区庚午中一丁目7番24号
株式会社アイグラン
代表取締役 橋本雅文

(11) 第129号議案 工事委託に関する年度協定の一部を変更する協定の締結について
(仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する令和5年度協定)

東日本旅客鉄道株式会社東北建設プロジェクトマネジメントオフィスに工事委託している「仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事」において、施工方法の見直し及び最終精査に伴う一部内容変更により協定額を減額するため、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
東北建設プロジェクトマネジメントオフィス
所長 美 藤 文 秀
- ・令和5年度協定額 変更前 金1,007,657,068円
変更後 金974,061,538円

(12) 第130号議案 工事請負の契約締結について
(雄勝クリーンセンター解体撤去工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字小淵125番地
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金290,400,000円
- ・契約の相手方 西武建設・若生工業特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区大町一丁目3番2号
西武建設株式会社東北支店
支店長 佐 竹 祐 樹

(13) 第131号議案 工事請負契約の一部変更について
(七窪蛇田線道路新設(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 治 興
- ・契約金額 変更前 金354,946,900円
変更後 金392,958,500円

(14) 第132号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻中学校校舎長寿命化改修その他工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤 治 興
- ・契約金額 変更前 金1,110,805,300円
変更後 金1,156,762,200円

(15) 第133号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻中学校校舎長寿命化改修電気設備その他工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市須江字壘石前1番地25
株式会社協和産業
代表取締役 四野見 達 也
- ・契約金額 変更前 金185,900,000円
変更後 金187,855,800円

(16) 第134号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻中学校武道場新築その他工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市美園三丁目21番地12
石巻建商株式会社
代表取締役 鎌 田 良 一
- ・契約金額 変更前 金198,888,800円
変更後 金201,985,300円

(17) 第135号議案 市道路線の認定について

<内 容>

市道路線の認定の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	民間の宅地造成によるもの (石巻地区)	1 路線	49.92

令和5年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第136号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

本市職員の給与制度については、これまで国家公務員の給与制度を基本として改定を行ってきたことから、人事院勧告に基づき関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第26条

初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給限度額を現行の月額414,800円から月額415,600円に引き上げるもの。

第28条

一般職の期末手当の支給割合について、120/100から0.05月分引き上げ、125/100とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合について、67.5/100から0.025月分引き上げ、70/100とするもの。

第31条

一般職の勤勉手当の支給割合について、100/100から0.05月分引き上げ、105/100とし、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合について、47.5/100から0.025月分引き上げ、50/100とするもの。

別表第1から別表第3まで（給料表）

人事院勧告による民間給与との較差是正のため、本年4月に遡及し、行政職は平均1.1%の引き上げを行うほか、医療職及び幼稚園職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○第2条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第28条

第1条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

第31条

第1条の規定により引き上げる勤勉手当の支給割合について、6月と12月に支給する勤勉手当が均等になるように配分するもの。

○第3条 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

特別職の期末手当の支給割合について、165/100から0.1月分引き上げ、175/100とするもの。

○第4条 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

第3条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第5条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

市議会議員の期末手当の支給割合について、 $165/100$ から 0.1 月分引き上げ、 $175/100$ とするもの。

○第6条 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第7条

第5条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第7条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第6条

特定任期付職員の給料月額について、本年4月に遡及し、引き上げるもの。

第7条

特定任期付職員の期末手当の支給割合について、 $165/100$ から 0.1 月分引き上げ、 $175/100$ とするもの。

○第8条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第7条

第7条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○第9条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

別表第1及び別表第2（給料表）

フルタイム会計年度任用職員の給料表について、行政職は一般職と同様に引上げを行うほか、医療職についても、行政職との均衡を基本に所要の改定を行うもの。

○第10条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、 $120/100$ から 0.05 月分引き上げ、 $125/100$ とするもの。

○第11条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条

第10条の規定により引き上げる期末手当の支給割合について、6月と12月に支給する期末手当が均等になるように配分するもの。

○附則

附則第1条第1項

施行期日を公布の日とし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第11条の規定は、令和6年4月1日から施行するもの。

附則第1条第2項

第1条、第7条及び第9条の規定による改正後の給料表について、本年4月1日から適用し、第1条、第3条、第5条、第7条及び第10条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、本年12月1日から適用するもの。

附則第2条

給与の内払について規定するもの。

附則第3条

規則への委任について規定するもの。

2 予算議案（6件）

- (1) 第137号議案 令和5年度石巻市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 第138号議案 令和5年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第139号議案 令和5年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 第140号議案 令和5年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (5) 第141号議案 令和5年度石巻市病院事業会計補正予算（第2号）
- (6) 第142号議案 令和5年度石巻市下水道事業会計補正予算（第2号）

石巻市の令和5年度 12月追加補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	79,354,386	▲ 185,488	79,168,898
特別会計	33,982,449	▲ 935	33,981,514
水産物地方卸売市場事業	393,924	▲ 2,696	391,228
国民健康保険事業	16,299,241	1,256	16,300,497
後期高齢者医療	2,059,924		2,059,924
介護保険事業	15,229,360	505	15,229,865
公営企業会計	20,451,893	16,680	20,468,573
病院事業	5,964,997	27,796	5,992,793
下水道事業	14,486,896	▲ 11,116	14,475,780
合 計	133,788,728	▲ 169,743	133,618,985

2 主な内容

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び職員の異動に伴う人件費の整理に要する所要額を措置したものの。

○人件費補正総括表（繰入金、広域行政事務組合負担金等を除く）

(単位:千円)

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)	(B)補正額内訳	
				給与改定分	異動分
一般会計	13,097,098	▲ 162,604	12,934,494	251,261	▲ 413,865
職員等人件費	10,990,118	▲ 266,397	10,723,721	147,468	▲ 413,865
会計年度任用職員等人件費	2,106,980	103,793	2,210,773	103,793	-
特別会計	138,486	959	139,445	4,456	▲ 3,497
水産物地方卸売市場事業	34,497	▲ 2,696	31,801	801	▲ 3,497
国民健康保険事業	23,012	1,256	24,268	1,256	-
介護保険事業	80,977	2,399	83,376	2,399	-
公営企業会計	2,981,122	16,680	2,997,802	34,971	▲ 18,291
病院事業会計	2,719,072	27,796	2,746,868	31,551	▲ 3,755
下水道事業会計	262,050	▲ 11,116	250,934	3,420	▲ 14,536
合 計	16,216,706	▲ 144,965	16,071,741	290,688	▲ 435,653

※特別会計及び公営企業会計に、会計年度任用職員人件費を含む。

※病院事業会計及び下水道事業会計に、賞与引当金及び法定福利費引当金を含む。

【歳入】（※一般会計）

千円 事項別
ページ

● 18款 繰入金	----- ▲ 186,115	4
(1) 財政調整基金繰入金	▲ 186,115	
● 20款 諸収入	----- 627	6
(1) 雇用保険料個人負担分	627	

【歳出】

※ 人件費関係補正予算の内訳は、別紙のとおり

令和5年度 12月補正(追加)予算 人件費補正内訳

【人件費予算概要】(人事院勧告)

- 給料表の改定 (令和5年4月1日に遡及適用)
初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げを行う(暫定再任用職員含む)。
(平均改定率:全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%])
- 期末及び勤勉手当支給割合の改定 (令和5年12月1日遡及適用)
年間支給割合をそれぞれ0.05月分、合わせて0.10月分引き上げ、全体で4.40月から4.50月へ引き上げる。
(暫定再任用職員は、それぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げ、全体で2.30月分から2.35月へ引き上げる。)
- 医療職給料表(1)の改定に伴う初任給調整手当の改定(令和5年4月1日遡及適用)

人件費合計 (広域行政負担金、繰出金等を除く)

区分	補正額	うち給与改定分	うち異動分
職員等	▲ 257,786	177,867	▲ 435,653
会計年度任用職員・臨時的任用職員	112,821	112,821	-
合計	▲ 144,965	290,688	▲ 435,653

(単位:千円)

会計	歳入		歳出		補正内容	人件費補正の内訳						
	項目	金額	項目	金額		給与改定分	異動分					
一般会計(A)		▲ 185,488		▲ 185,488		295,921	▲ 481,409					
一般会計(第6号)	財政調整基金	▲ 186,115	職員等人件費	▲ 266,397	報酬	▲ 6,284	147,468	▲ 413,865				
	雇用保険料				給料	▲ 127,362						
	個人負担金	627			手当等	▲ 53,854						
					退職手当組合負担金	▲ 28,760						
					共済費	▲ 50,137						
					会計年度任用職員・臨時的任用職員人件費	103,793	報酬	63,404	給料	18,354	103,793	-
					広域行政事務組合負担金	1,107	手当等	19,365	共済費	2,670		
							総務	6,475	し尿	▲ 6,021		
							ごみ	▲ 2,653	消防	3,306	36,033	▲ 34,926
							(※介護分は特別会計に計上)					
							社会福祉協議会運営費補助金	▲ 11,111	給与改定及び異動		3,474	▲ 14,585
							水産物地方卸売市場事業特別会計繰出金	▲ 2,696	給与改定及び異動		801	▲ 3,497
							国民健康保険事業特別会計繰出金	799	給与改定及び異動		799	-
				介護保険事業特別会計繰出金	133	給与改定及び異動		133	-			
				下水道事業補助金・負担金	▲ 10,840	給与改定及び異動		3,343	▲ 14,183			
				下水道事業補助金(農業集落排水事業分)	▲ 276	給与改定及び異動		77	▲ 353			

(単位:千円)

会 計	歳 入		歳 出		補 正 内 容	人件費補正の内訳	
	項 目	金 額	項 目	金 額		給与改定分	異動分
特別会計 (B)		▲ 935		▲ 935		5,044	▲ 5,979
水産物地方卸売市場事業(第2号)	一般会計繰入金	▲ 2,696	職員人件費	▲ 3,146	給与改定及び異動	351	▲ 3,497
			会計年度任用職員人件費	450	給与改定	450	-
国民健康保険事業(第3号)	一般会計繰入金	799	会計年度任用職員人件費	1,256	給与改定	1,256	-
	基金繰入金	457					
介護保険事業(第3号)	国庫支出金	138	広域行政事務組合負担金	▲ 1,894	給与改定及び異動	588	▲ 2,482
	県支出金	66	会計年度任用職員人件費	2,399	給与改定	2,399	-
	支払基金交付金	70					
	一般会計繰入金	133					
	基金繰入金	98					
合計 (A)+(B)		▲ 186,423		▲ 186,423		300,965	▲ 487,388
公営企業会計 (C)		▲ 11,608		16,680		34,971	▲ 18,291
病院事業(第2号)		-	職員人件費	23,611	給与改定及び異動	27,366	▲ 3,755
			会計年度任用職員人件費	4,185	給与改定	4,185	-
下水道事業会計(第2号)	一般会計補助金	▲ 11,608	職員人件費	▲ 11,854	給与改定及び異動	2,682	▲ 14,536
			会計年度任用職員人件費	738	給与改定	738	-
総合計 (A)+(B)+(C)		▲ 198,031		▲ 169,743		335,936	▲ 505,679

一般会計 職員等人件費 事業別内訳（給与改定分/異動分）

（単位：千円）

款	項	目	事業名	給与改定分	異動分※	計
1	1	1	議員人件費	1,084	▲ 7,608	▲ 6,524
1	1	1	議会事務局職員人件費	1,118	▲ 3,832	▲ 2,714
2	1	1	総務管理職員人件費	31,280	▲ 40,830	▲ 9,550
2	2	1	徴税総務職員人件費	5,833	▲ 13,614	▲ 7,781
2	3	1	戸籍住民基本台帳職員人件費	4,549	9,778	14,327
2	4	1	選挙管理委員会職員人件費	677	850	1,527
2	5	1	統計総務職員人件費	220	157	377
2	6	1	監査委員事務局職員人件費	466	▲ 300	166
3	1	1	社会福祉総務職員人件費	4,221	▲ 7,421	▲ 3,200
3	1	10	国民健康保険事業職員人件費	3,337	▲ 7,251	▲ 3,914
3	2	1	老人福祉総務職員人件費	320	▲ 9,475	▲ 9,155
3	2	6	介護保険事業人件費	2,943	▲ 12,128	▲ 9,185
3	3	1	児童福祉総務職員人件費	27,994	▲ 84,681	▲ 56,687
3	4	1	生活保護総務職員人件費	2,626	11,257	13,883
3	5	1	災害援護費 (東日本大震災関係分)	106	▲ 7,467	▲ 7,361
3	5	1	被災者支援事業費 (東日本大震災関係分)	207	▲ 6,939	▲ 6,732
4	1	1	保健衛生総務職員人件費	10,112	▲ 46,402	▲ 36,290
4	1	7	診療所職員人件費	2,928	▲ 16,186	▲ 13,258
4	2	1	清掃総務職員人件費	1,806	▲ 17,495	▲ 15,689
5	1	1	労働福祉職員人件費	342	▲ 4,027	▲ 3,685

款	項	目	事業名	給与改定分	異動分※	計
6	1	2	農業総務職員人件費	3,205	▲ 1,797	1,408
6	2	1	林業総務職員人件費	403	▲ 6,438	▲ 6,035
6	3	1	水産業総務職員人件費	1,663	▲ 8,310	▲ 6,647
6	3	5	水産基盤整備職員人件費	555	▲ 11,969	▲ 11,414
7	1	1	商工総務職員人件費	4,161	▲ 10,211	▲ 6,050
8	1	1	土木総務職員人件費	4,915	▲ 18,672	▲ 13,757
8	2	1	道路橋りょう総務職員人件費	3,124	505	3,629
8	4	1	港湾管理職員人件費	313	▲ 9,420	▲ 9,107
8	5	1	都市計画総務職員人件費	3,229	▲ 3,545	▲ 316
8	6	1	住宅管理職員人件費	1,079	▲ 3,083	▲ 2,004
9	1	1	消防総務職員人件費	474	▲ 11,216	▲ 10,742
10	1	2	教育総務職員人件費	5,463	1,375	6,838
10	2	1	小学校管理職員人件費	974	▲ 14,609	▲ 13,635
10	3	1	中学校管理職員人件費	819	▲ 2,834	▲ 2,015
10	4	1	高等学校管理職員人件費	4,250	▲ 32,335	▲ 28,085
10	5	1	幼稚園管理職員人件費	1,023	▲ 13,706	▲ 12,683
10	6	1	社会教育総務職員人件費	6,932	▲ 3,536	3,396
10	7	1	保健体育総務職員人件費	2,717	▲ 450	2,267
計				147,468	▲ 413,865	▲ 266,397

※採用・退職、組織改編、人事異動等に伴う人数の増減、昇任・昇格、職員の階層変動による費目間での変動等により、給料、職員手当及び共済費に補正額が生じたもの。

令和5年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 予算議案（1件）

（1）第143号議案 令和5年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

石巻市の令和5年度 12月追加補正予算の概要

1 一般会計補正予算

（単位：千円）

会計区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	79,168,898	1,423,580	80,592,478

2 主な内容

今回の補正予算は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を受けている市民の生活や事業者の活動支援に要する経費を措置したものの。

【歳入】

区分	現計予算額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	
特	国庫支出金	12,234,099	1,280,900	13,514,999
	県支出金	4,440,628	0	4,440,628
	分担金及び負担金	486,968	0	486,968
定	使用料及び手数料	1,336,317	0	1,336,317
財	財産収入	655,994	0	655,994
	寄附金	743,387	0	743,387
	繰入金	4,813,827	0	4,813,827
	諸収入	2,053,584	0	2,053,584
源	市債	5,184,900	0	5,184,900
一般財源	47,219,194	142,680	47,361,874	
計	79,168,898	1,423,580	80,592,478	

「一般財源内訳」 （単位：千円）

〔今回補正額〕	142,680
財政調整基金繰入金	▲ 197,008
地方交付税	339,688
〔現計予算額〕	47,219,194
市税	19,164,101
地方譲与税	755,425
各種交付金	4,148,551
地方交付税	19,203,069
使用料及び手数料	206,167
国庫支出金	9,292
県支出金	537
財産収入	155,708
寄附金	6,007
繰入金	1,572,791
繰越金	1,662,835
諸収入	32,411
市債	302,300

● 10款 地方交付税	-----	339,688	4
普通交付税	339,688		
● 14款 国庫支出金	-----	1,280,900	6
地方創生臨時交付金		1,280,900	
エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金給付事業		1,144,000	
医療対策事業		38,900	
企業支援事業		10,700	
地域消費支援事業		73,800	
観光事業者支援事業		13,500	
● 18款 繰入金	-----	▲ 197,008	8
財政調整基金繰入金	▲ 197,008		

【 歳 出 】

● 3款 民生費			
(1) エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金給付事業費(物価高騰対策分)	-----	1,271,112	10
・ 住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を支給するエネルギー・食料品等価格高騰重点支援金の給付に要する経費			
エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金	1,236,900		
給付システム構築等業務委託料	10,863		
電話受付窓口運營業務委託料	12,265		
対象者送付用印刷・封入等業務委託料	3,000		
その他(需用費、役務費等)	8,084		
● 4款 衛生費			
(1) 医療対策費(物価高騰対策分)	-----	43,270	12
・ 医療機関等に対する物価高騰支援に要する経費			
医療機関等物価高騰対策支援金	43,225		
その他(役務費)	45		

● 7款 商工費

(1) 企業支援事業費(物価高騰対策分)	-----	11,998	14
・ 信用保証料支援事業の実施による事業者の物価高騰支援に要する経費			
信用保証料支援事業補助金	9,240	その他(需用費、役務費) 2,758	
(2) 地域消費支援事業費(物価高騰対策分)	-----	82,100	14
・ 地域食事券事業の実施による事業者の物価高騰支援に要する経費			
地域食事券事業補助金	60,000	(3割増食事券×40,000冊、販売価格5,000円)	
地域食事券事業運営委託料	22,100		
(3) 観光事業者支援事業費(物価高騰対策分)	-----	15,100	14
・ イベント開催支援事業の実施による事業者の物価高騰支援に要する経費			
イベント開催支援事業助成金	15,000	その他(需用費) 100	

3 繰越明許費

【一般会計】(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金給付事業(物価高騰対策分)	209,432
7 商工費	1 商工費	企業支援事業(物価高騰対策分)	11,998
7 商工費	1 商工費	地域消費支援事業(物価高騰対策分)	82,100
7 商工費	1 商工費	観光事業者支援事業(物価高騰対策分)	15,100